今治市しまなみの駅御島に係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：総合政策部交流振興局観光課

今治市しまなみの駅御島の指定管理者の予定者となる団体(以下「指定予定者」という。)を次のとおり選定した。

1 施設の概要

(1) 所在地　　今治市大三島町宮浦3260番地

(2) 施設の設置目的　　地元で産出され、又は採取される農水産物及びその農水産物に付加価値を施した特産物の開発､展示及び販売を行うとともに、観光の拠点として魅力あふれる地域の情報を提供することを目的とする。

2 募集の概要

(1) 応募受付期間　　令和８年９月24日（木）～令和８年９月30日（水）

(2) 応募者（１団体）

団　体　名	代 表 者 名	住　　所
株式会社大三島ものづくり	村上　恭雄	今治市大三島町宮浦3260番地

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市しまなみの駅御島指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、総合的に勘案して当該団体を指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

<table>
<tr><th colspan="3">審査項目及び審査基準</th><th>配点ウエイト</th></tr>
<tr><td colspan="3">【Ⅰ】市民の平等な使用が確保されていること
・使用者の平等な使用の確保</td><td>（確保されない場合は失格）</td></tr>
<tr><td colspan="3">【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること
・施設の設置目的との適合性
・使用者に対するサービスの向上
・使用促進、使用者増への取組み
・特産物販売所の運営への取組み
・その他新規、魅力的な提案の有無
・実現の可能性</td><td>４０点</td></tr>
<tr><td colspan="3">【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること
・当該施設の管理運営に係る市の経費
・実現の可能性</td><td>２５点</td></tr>
<tr><td colspan="3">【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること
・人的能力（管理運営組織）
・物的能力
・応募者の安定性、信頼性
・実現の可能性</td><td>４０点</td></tr>
<tr><td colspan="3">【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること
・地域貢献
収益の処分方法の提案
市内拠点の有無
雇用（地元雇用・再雇用）
・障がい者雇用への取組
・子育て支援への取組
・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組
・実現の可能性</td><td>２０点</td></tr>
<tr><td colspan="3">【Ⅵ】応募者の実績</td><td>応募団体により審査の観点及び配点が異なる。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">現行指定管理者
・モニタリング結果</td><td>８点</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">現行指定管理者以外の応募団体
・類似施設の運営実績の有無
・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か</td><td>５点</td></tr>
<tr><td colspan="3">【Ⅶ】全般
・応募者の取組み姿勢</td><td>１０点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">合計点数</td><td colspan="2">現行指定管理者</td><td>１４３点</td></tr>
<tr><td colspan="2">現行指定管理者以外の応募団体</td><td>１４０点</td></tr>
</table>

(4) 審査結果

審査結果は次表のとおりです。

団体名	株式会社大三島ものづくり
審査基準Ⅰ	適
審査基準Ⅱ	３０．８点
審査基準Ⅲ	２５．０点
審査基準Ⅳ	３２．８点
審査基準Ⅴ	１４．２点
審査基準Ⅵ	５．０点
審査基準Ⅶ	９．０点
合　　計	１１６．８点

○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、施設の適切な維持管理への取組が評価された。

○審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額（6,000千円（３年間））以内であり、適正と認められた。

（指定管理料基準額（３年間）　株式会社大三島ものづくり　6,000千円）

○審査基準Ⅳについては、適切な人員配置による施設管理体制の確保に関する取組や、地域との連携に関する取組が評価された。

○審査基準Ⅴについては、地元人材の積極的な雇用や大三島町の小規模作業所「さざなみ園」の製品の取扱いなど、地域貢献に関する取組が評価された。また、女性職員が多い中、家庭との両立に配慮した勤務体制づくりに関する取組が評価された。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「Ｂ」であり、実績が十分であると認められた。

○審査基準Ⅶについては、長年、道の駅の指定管理に取組んできた実績と今後の運営に対する熱意が評価された。

以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が使用者の平等使用を確保できること、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有していると判断された。また、公共施設としての役割を果たし、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していることが認められたため、当審議会は株式会社大三島ものづくりを指定予定者として選定した。

また、審査の際に施設の管理運営について、下記の意見が出された。

○第一加工室の利用促進に向けた取組について、検討されたい。

○増加する外国人観光客に対応するため、多言語対応のさらなる充実に努めていただきたい。

※ 点数は各委員の平均値

5 指定期間　　令和９年４月１日から令和12年３月31日まで